

令和6年度
出水市放課後児童クラブ
入会申込の手引



申込受付期間

令和5年11月1日（水）～11月30日（木）
8：30～17：15（土・日・祝日を除きます。）
※夏休み期間のみの利用申込についてもこの期間に
受け付けます。

提出先

本庁こども課又は各支所総合市民課

《問合せ先》

出水市 こども課 こども施設係（8番窓口）

電話番号:0996-63-4800

1 対象者

次の条件の全てを満たしている児童であること。

- (1) 市内に住所を有する小学校の児童
- (2) 保護者の就労等により昼間誰も面倒を見ることができない世帯の児童

2 提出書類（入会申込書類提出確認表と併せて確認してください。）

保護者の状況	添付書類	共通書類
就労している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 （勤務の時間帯が変則的な勤務（シフト勤務等）の場合は、<u>直近1か月分の勤務表又はタイムスケジュール</u>を就労証明書と併せて提出してください。） （自営業の場合は、<u>タイムスケジュール</u>を就労証明書と併せて提出してください。） 	
病気や障がいがある方で入院、通院している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書^{※1}又は障害者手帳の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ入会申込書
病気や障がいがある方を常時介護している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・病気や障がいがある方の診断書^{※1}又は障害者手帳の写し ・タイムスケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ入会調書
出産（産前産後8週）する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳（表紙と分娩予定日ページ）の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ問診票
修学している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・在学（在籍）証明書 ・タイムスケジュール ・校時表等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いに関する同意書
児童の状況	添付書類	
療育手帳等を所持（申請中）している場合 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳等の写し 	
その他	添付書類	
令和5年1月2日以降に出水市に転入し、又は就労等の関係で出水市外に住民票がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・転出先又は住民票がある市区町村の令和5年度又は令和6年度課税証明書（市区町村民税が確認できるものに限る。） 	

※1 診断書には、療養等が必要な理由と療養期間等の記載が必要です。

※2 支援学級に在籍・進級予定の場合は必要に応じて在籍がわかる書類の提出をお願いする場合があります。

3 申込受付期間

令和5年11月1日(水)～11月30日(木) 8:30～17:15

※ 土曜日、日曜日、祝日を除きます。

4 受付場所

本 庁	こども課	電話	0996-63-4800
高尾野支所	総合市民課	電話	0996-82-5416
野田支所	総合市民課	電話	0996-84-4814

5 注意事項

- (1) 申込受付期間外での申込みや、提出書類等が揃っていない場合は、入会選考順位が下がります。
提出書類の記入漏れや書類が不足することがないように確認してから、提出してください。
- (2) 休会(児童クラブを長期間休む場合)の取扱いはありません。
退会届を提出し、一度退会して、再度入会の申込みをしてください。
なお、定員に空きがない場合は、待機になります。

6 夏休み期間のみの利用について

- (1) 夏休み期間(通常:7月21日～8月31日)の利用については、通年利用児童のうち、夏休み期間に利用しない児童などにより定員に空き枠が生じた場合のみ利用できます。夏休み期間中の空き枠がない場合は、希望の児童クラブに入会できない場合があります。
- (2) 夏休み期間中のみ入会希望の方の審査については、夏休みに利用しない児童による空き状況を確認し、審査を行います。そのため、結果については6月中旬(予定)に通知します。
※ 7月の終業式が週休日等のため7月20日より前の日になった場合、夏休み期間の預かり日は終業式以降の最初の開所日からとなります。
また、9月の始業式が週休日等により9月1日より後の日になった場合、夏休みの預かり期間は8月31日までとなります。

(参考) 令和6年度の夏休み預かり期間: 7月20日から8月31日まで

7 審査基準について

保育所等と同様に家庭の状況等を点数化して審査しています。

優先順位をつけることによって、必要度の高い児童から入会できるようにするためです。

点数順に入会の決定をしますので、申込人数が定員を超えた場合は、待機になる場合があります。

8 審査結果について

4月から入会の方については、2月上旬(予定)に審査結果を通知します。

9 申込期間外の受付について

申込期間外の受付は随時行いますが、定員に空きがない場合は、待機になります。

また、夏休み期間のみの利用申込みの期間外受付は、4月末で一旦終了します。



放課後児童クラブとは

「保護者のいずれもが労働などにより昼間家庭にいない」
 そのような場合に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、専門の支援員が適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として設置したものです。



運営時間

運営時間は、次の表のとおりです。

特別な事情のため児童クラブを休みにする場合や運営時間を変更する際は、随時お知らせします。

	運営時間	備考
平日及び土曜授業日	授業終了後～18:00 (児童クラブにより異なる場合があります。)	授業が終わったら、児童クラブで過ごします。 土曜授業の日は、お弁当が必要です。
土曜日	8:00～18:00	お弁当が必要です。
日曜・祝日	休み	
休所日	お盆：8月14日・15日 年末年始：12月28日～1月4日	
学校行事振替日 春・夏・冬休みなど	8:00～18:00	お弁当が必要です。



利用希望日

利用希望日は、次の表のとおりです。保護者の就労等の状況を踏まえて申込みをしてください。

利用区分	曜日区分
放課後と夏休み利用 (通年での利用)	利用区分に対して①、②の区分で選択 ① 月～金 ② 月～土※
放課後のみ利用 (通年のうち、夏休み期間は 利用しない)	※ ②の土曜を含む利用については、 <u>保護者が土曜に仕事があるなどの理由で土曜日の日中に誰も子どもの面倒を見ることができない場合のみとなります。</u> 必ず申込書に理由を記入してください。
夏休みのみ利用 (通常：7/21～8/31の夏休み期間)	

【児童クラブ一覧】

対象校 区	児 童 ク ラ ブ 名	運 営 主 体	住 所	電 話 番 号	定員 (人)
大川内	大川内児童クラブ	民営	出水市下大川内 3915 番地 1 (大川内小学校内)	68-2100	20
出 水	出 水 児 童 ク ラ ブ	指定 管理	出水市麓町 9 番 13 号 (出水小学校内)	63-1216	50
西出水	西出水児童クラブ	指定 管理	出水市西出水町 1050 番地	63-8240	50
	出水中央児童クラブ	民営	出水市西出水町 354 番地	62-0577	45
	西出水慈光児童クラブ	民営	出水市西出水町 1139 番地	080-1760- 2220	15
東出水	東 出 水 児 童 ク ラ ブ	指定 管理	出水市上鯖淵 1866 番地 (東出水小学校内)	63-6137	50
米ノ津	米ノ津児童クラブ	指定 管理	出水市下知識町 1584 番地 (米ノ津小学校内)	67-4800	40
	信和会米ノ津児童クラブ	民営	出水市下知識町 1634 番地(予定) (米ノ津小学校正門前西)	67-3323	40
米ノ津東	米ノ津東児童クラブ	指定 管理	出水市下鯖町 630 番地 2	67-5975	40
切 通	切 通 児 童 ク ラ ブ	民営	出水市境町 1286 番地 (切通小学校内)	090-6896- 6626	14
高尾野	高尾野児童クラブ	民営	出水市高尾野町柴引 2081 番地	82-2171	85
下水流	しもずる児童クラブ	民営	出水市高尾野町下水流 2759 番地 18	82-0820	40
江 内	江 内 児 童 ク ラ ブ	民営	出水市高尾野町江内 7631 番地 (江内小学校内)	080-8398- 0299	15
野 田	野 田 児 童 ク ラ ブ	指定 管理	出水市野田町上名 348 番地 1 (野田幼稚園内)	64-9130	30

【小規模児童クラブ】

対象校 区	児 童 ク ラ ブ 名	運 営 主 体	住 所	電 話 番 号	定員 (人)
荘	荘 児 童 ク ラ ブ	民営	出水市荘 1748 番地 (鶴荘学園内)	080-1745- 1725	10

※ 荘児童クラブの利用申込みは、荘児童クラブへ直接お願いします。



会費

会費は、次の表のとおりです。

世帯の状況や市民税の課税状況に応じて決定しますが、9月に切り替えがあります。

4月から8月までの会費は、前年度（R4.1.1～R4.12.31）の課税状況に基づき算定し、9月以降の会費は、当該年度（R5.1.1～R5.12.31）の市民税が確定した後に算定します。

【会費一覧（月額料金）】

世帯区分	通年利用（放課後と夏季休業）				夏季休業日のみ利用（7/21～8/31）		
	8月（8/1～8/31）		8月以外の月		月～金	月～土	
	月～金	月～土	月～金	月～土			
生活保護世帯・ひとり親家庭の非課税世帯	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
均等割課税世帯・非課税世帯	1人目	3,600円	4,350円	1,700円	2,450円	5,000円	5,950円
	2人目	1,800円	2,175円	850円	1,225円	2,500円	2,975円
	3人目以降	無料	無料	無料	無料	無料	無料
その他世帯	1人目	7,200円	8,700円	3,400円	4,900円	10,000円	11,900円
	2人目	3,600円	4,350円	1,700円	2,450円	5,000円	5,950円
	3人目以降	無料	無料	無料	無料	無料	無料

※ 会費は月額料金になります。入会する前月末までに各クラブへお支払いください。

※ 1人目、2人目…のカウントについては、世帯で実際にクラブへ在会している人数でカウントし、年齢が上の児童からカウントします。そのため、例えば2人の児童が在会している場合に、1人目となっている児童が退会した場合は、実際に在会している児童が1人になるため、2人目となっている児童が1人目の会費に変更となります。

※ 通年利用で夏休みに児童クラブを利用しない場合、7月のクラブ利用は、7月20日（終業式の日）までの利用となりますが、1か月分の会費の納入が必要です。

※ 月途中から児童クラブに入会した際の入会月のクラブ会費については、利用日数により月額会費から減額になる場合があります。
入会決定通知によりお知らせします。

注意してください！

9月の会費の見直しに伴い、会費が変更になることがあります。算定の結果、会費が変更となる方には、8月上旬（予定）から順次お知らせします。

また、年度途中で税の修正申告を行った場合は、税の更正が行われた翌月から更正後の課税状況に基づき会費の再算定を行いますので、こども課まで連絡してください。会費の変更があった方には、別途、通知をします。



傷害保険・おやつ代

児童クラブでは会費の他に、傷害保険・おやつ代等がかかります。各金額については、クラブによって異なるため、次の問合せ先に確認してください。

【問合せ先】

児童クラブ名	問合せ先
出水・西出水・東出水・米ノ津・米ノ津東・野田	社会福祉法人 出水市社会福祉協議会 TEL 63-3333
大川内	大川内児童クラブ運営委員会 TEL 68-2100
出水中央	社会福祉法人 南嶺山福祉会 TEL 62-0577
信和会米ノ津	社会福祉法人 信和会 TEL 67-2166
切通	切通児童クラブ運営委員会 TEL 090-6896-6626
高尾野・江内・西出水慈光	学校法人 慈愛学園 TEL 82-2171
しもずる	社会福祉法人 下水流福祉会 TEL 82-0030
荘児童クラブ	荘児童クラブ運営委員会 TEL 080-1745-1725



延長保育

次の児童クラブでは、18時以後の延長保育を実施しています。

就労等の事情により延長保育を希望する場合は、会費とは別に延長保育料をお支払いください。

詳しい内容は、次の問合せ先に確認してください。

【実施予定児童クラブ一覧】

児童クラブ名	問合せ先
出水中央	社会福祉法人 南嶺山福祉会 TEL 62-0577
信和会米ノ津	社会福祉法人 信和会 TEL 67-2166
しもずる	社会福祉法人 下水流福祉会 TEL 82-0030



徒歩帰宅

徒歩帰宅の取扱いは、次の表のとおりです。

各児童クラブで徒歩帰宅の方針が異なります。

原則として保護者のお迎えをお願いしていますが、事情により児童の徒歩帰宅が必要な場合は、必ず児童クラブに確認を行ってください。

詳しい内容は、各クラブの問合せ先に確認してください。

【取扱い一覧】

児童クラブ名	徒歩帰宅の取扱い	問合せ先
出 水 西 出 水 東 出 水 米 ノ 津 米ノ津東 野 田	3月～10月：17時 11月～2月：16時45分 ※ 上記時間より前に徒歩帰宅する場合は、保護者からの事前連絡が必要です。 ※ 17時以後の徒歩帰宅はできません。	社会福祉法人 出水市社会福祉協議会 TEL 63-3333
大川内	徒歩帰宅はできません。	大川内児童クラブ 運営委員会 TEL 68-2100
出水中央	徒歩帰宅はできません。	社会福祉法人 南 嶺 山 福 祉 会 TEL 62-0577
信和会米ノ津	3月～10月：17時 11月～2月：16時45分 ※ 上記時間より前に徒歩帰宅する場合は、保護者からの事前連絡が必要です。 ※ 17時以後の徒歩帰宅はできません。	社会福祉法人 信和会 TEL 67-2166
切 通	3月～10月：17時 11月～2月：16時45分 ※ 上記時間より前に徒歩帰宅する場合は、保護者からの事前連絡が必要です。 ※ 17時以後の徒歩帰宅はできません。	切通児童クラブ 運営委員会 TEL 090-6896-6626
高尾野 江 内 西出水慈光	開所時間内であれば、徒歩帰宅を行うことができます。	学校法人 慈愛学園 TEL 82-2171
しもずる	徒歩帰宅はできません。	社会福祉法人 下 水 流 福 祉 会 TEL 82-0030
荘	徒歩帰宅はできません。	荘児童クラブ運営委員会 TEL 080-1745-1725

徒歩帰宅を行う場合は、児童クラブの支援員に保護者から事前連絡を必ず行ってください。



緊急・災害時などの対応について

緊急・災害時における児童クラブの対応は、次の取決めをしています。

【対応一覧】

	児童クラブの対応	連絡の有無と方法
小学校で学級閉鎖・学校閉鎖があった場合 (インフルエンザ等)	該当するクラス又は学年の児童は、休ませてください。 午後から学級・学年閉鎖のような場合は、該当する学級・学年の児童は基本的には受け入れません。	支援員からお休みの連絡はありません。
登校→集団下校 台風や大雪 引渡し等	児童クラブは、休みです。	支援員が学校と連携し、学校側から要請がある場合は、速やかに保護者に連絡をします。
土曜日、夏休み等において、台風や大雪等が予想される場合	児童クラブの判断によります。	支援員が保護者へお休みの連絡をします。
運動会延期の対応	平日等に運動会が実施される場合は、児童クラブは休みです。 運動会等の振替休日は、8時から18時まで運営します。	支援員からお休みの連絡はありません。



服薬について

児童クラブでは、医師法、保健師助産師看護師法その他の関連法令等により、児童に投薬することはできません。

児童が薬を服用しなければならないような健康状態の場合、原則として児童クラブへの出席は控えてください。

また、慢性的な疾病や障がい等、やむを得ない場合（容態が安定し、経過観察及び専門的配慮が不要で誤嚥（ごえん）の可能性が低く、医師の指示を受けている場合）は、児童が薬を服用する際にお手伝いしますので、各児童クラブに備えてある「服薬の手伝いについて」の届けを提出してください。



伝染性の感染症に罹患した場合

本人の健康回復及び感染症の拡大を防止するため、医療機関で受診された場合、児童クラブは休ませてください。

なお、初診の際に治癒後の出席可能日を確認し、その指示に従ってください。治癒後出席する場合は、児童クラブに備え付けてある「報告書」を提出してください。

伝染性の感染症等については、利用者及び職員等の感染拡大などにより、児童クラブを休会せざるを得ない状況となる場合があります。

体調が悪い場合は、利用を控えるなどのご協力をお願いします。

※参考（出席停止期間を必ず守ってください。）

- ・新型コロナウイルス感染症（症状が軽快した後1日を経過するまで）
- ・インフルエンザ（解熱した後2日を経過するまで）
- ・風疹（発疹が消滅するまで）
- ・百日咳（特有の咳が消滅するまで）



必ず守ってね！

児童クラブを利用するときは、次の事項を必ず守ってください。

- 児童クラブの終了時間は18時です。
18時までにお迎えをお願いします。
（延長保育を行う児童クラブを利用する場合も、決められた時間内にお迎えをお願いします。）
- 学校を休む場合は、児童クラブにも必ず連絡をお願いします。
夏休み、土曜日（土曜授業日以外）など休校日に休む場合も連絡をお願いします。



退会や変更について

退会や申込内容に変更があるときは、次の手順をお願いします。
手順に必要な書類は、市役所にあります。

届出内容	提出物	提出先
退会するとき ※1	児童クラブ退会届 (退会する日の <u>2週間前までに</u> 提出してください。)	本庁こども課 各支所総合市民課
入会を辞退及び申込み を取り下げるとき ※2	児童クラブ入会申込み取下げ (辞退)届	
住所、保護者の勤務先、 電話番号、利用方法、世 帯員の状況など申込時 点から変更があったと き ※3	児童クラブ入会申込事項変更届 <u>勤務先を変更した場合や有期採 用による採用期間の更新など、 就労状況に変更があった際は、 就労証明書を添付してくださ い。</u>	

※1 月途中の退会における会費の返金はありません。

※2 申込中(入会決定前及び待機の状態)に、児童クラブの利用が不要となっ
た場合は、必ず『児童クラブ入会申込み取下げ(辞退)届』の提出をお願い
します。

※3 申込中(入会決定前及び待機の状態)に、住所や就労先が変更となった場
合も届出が必要です。変更届は本庁こども課及び各支所総合市民課に備え付
けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。必ず変
更届の提出をお願いします。

注意してください！

諸費用の滞納があるときや、無届で1か月以上児童クラブに出席
しないとき、必要な届出を行わなかったとき、その他入会の対象に
該当しなくなったときは退会していただくことがあります。



よくある問合せについて

Q1 きょうだいで児童クラブの申込みをする場合は、申込書類はそれぞれ提出が必要ですか？

A1 はい。申込児童ごとに申込書類を一式ずつ作成して提出してください。
ただし、就労証明書等、各種要件を証明する書類は、1人分の提出があれば、コピーで代用できます。
なお、就労証明書は下段に保護者記載欄があります。入会申込みに係る児童全ての氏名等を記入し、必要枚数をコピーして、きょうだいそれぞれの申込書に添付して提出してください。

Q2 求職活動中ですが、入会申込みができますか？

A2 できません。就労先が決まってから、申込書を提出してください。

Q3 就労先の本社が市外にあるため、就労証明書や直近1か月分の勤務表の写しが入会申込期間内に間に合いません。

A3 原則申込期間内に必要書類を揃えて提出していただく必要があります。
就労証明書等は押印が不要ですので、メール・Faxで送られてきたものを、速やかに提出してください。
書類が審査に間に合わなかった場合は、入会選考順位が下がりますので、早めに取得手続きいただきますようお願いします。

Q4 現在の就労先は、雇用期限があるところです。雇用期限が切れる際の手続きはどうしたらよいでしょうか。

A4 雇用期間終了後に新しい就労先が決まっている場合は、「児童クラブ入会申込事項変更届」と新しい就労先の「就労証明書」を提出してください。
雇用期間終了後に自動更新等で引き続き雇用見込等の場合は、就労証明書の備考欄に自動更新等の有無を、就労先においてその旨記入していただき提出をお願いします。
雇用期間終了後、自動更新等がなく、新しい就労先も決まっていない場合は、就労による入会基準を満たさないため、退会になります。

Q5 放課後のみでの利用で、夏休み期間は利用しません。
そのため、7月は7月1日から7月20日までしか利用しませんが、1か月分の会費を支払う必要がありますか。

A5 月額料金となっているため、1か月分の会費の支払いとなります。

Q6 通年で入会していますが、6月のみ休会して、7月から再度児童クラブに戻ることができるか？

A6 休会の取扱いはありませんので、休会はできません。
5月末日で退会し、7月からの入会について、新たに申込書を提出することとなりますが、7月からの定員に空きがないときは、待機となります。
または、入会したままで6月は利用しないという方法もありますが、6月分の会費は発生します。

Q7 出産に伴い、産後8週経過後に育児休暇を取得する予定です。育児休暇取得中も現在入会している児童クラブに継続して入会することができますか？

A7 できません。育児休暇を取得する場合は、入会条件を満たさないため、退会になります。退会届の提出をお願いします。

Q8 現在育児休暇中ですが、入会申込できますか？

A8 可能です。ただし、入会日は復帰日以降の日付となります。

Q9 入会期間中に離婚等によりひとり親になりました。必要な手続きはありますか？

A9 世帯の状況に変更が生じた場合は変更届の提出が必要です。また、変更後の世帯状況によっては会費の変更が生じる場合があります。
会費が変更となる場合は、変更届のあった翌月から適用されますので必ず届け出をお願いします。

Q10 保護者のうち、一人は土曜日が休日ですが土曜利用申込できますか？

A10 できません。土曜利用については原則誰も子どもの面倒を見ることができない世帯が対象となります。

Q11 入会期間中に退職しました。すぐに児童クラブの利用ができなくなりますか？

A11 退職した場合、就労要件を満たさなくなりますが、求職活動を行う場合に限り、退職日の翌月末までを猶予期間として設けます。退職した時点で変更届を提出し、就職先が決まった場合は就労証明書と変更届を提出して、入会継続となります。なお、就職に至らなかった場合は、退会となりますので退会届を提出してください。

Q12 仕事を掛け持ちしていますが、就労証明書はすべて必要ですか？

A12 必要です。それぞれの職場にて就労証明書を作成いただき、提出してください。